

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年12月9日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「新聞記事によると、平成15年11月28日（以下「特定日」という。）朝、始業時間である午前8時30分を超えて入庁するなどの事実があった旨報道されている。県総務企画部は、『一部職員の入庁が遅れ申し訳ない』とのコメントを発表しているが、始業時間に勤務していなかった職員の所属名、職名、氏名並びに各々の該当者ごとの実際の勤務開始時刻を記録した文書を開示請求の対象とします。なお、該当者に対する人事（服務）上の措置、並びに具体的に何をもって職務違反にならないと判断しているのか、例えば8時30分までに庁舎玄関内に入っていれば、出勤簿に押印していなくてもよい等、具体的な取扱いを規定している文書を併せて請求します。」と記載された開示請求書により行政文書の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年12月22日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成15年12月29日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、広島県庁に勤務する職員の一部が、特定日の朝、始業時刻を超えて入庁する事実を認めている中で、勤務開始時刻を記録した文書を隠匿するものである。
- (2) 本件処分に係る理由説明書では、入庁が遅れた職員は、広島県が「混乱を回避するために発した玄関前での待機命令」に従ったためであるという事実が明記されており、対象文書に該当する「具体的に何をもって職務違反になら

ないと判断しているのか」ということを明らかにする「待機命令」を発した記録を開示すべきである。

- (3) 実施機関は、待機命令を発したことをもって入庁が遅れた職員には職務違反の事実が存在しないと断定しているが、待機命令の法的根拠（部内規定を含む。）を記載した文書を開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立人が指摘するように、特定日の朝、広島県職員労働組合（以下「県職労」という。）と広島県現業職員労働組合（以下「県現職労」という。）は、職員平均4.6%の給与カットを巡り、本庁舎玄関前で集会の準備を行い、職員の入庁を阻止する構えをみせていた。

このため、実施機関は、混乱を回避するため、職員に入庁の待機を指示し、職員は玄関前に列をつくって並んでいた。

午前8時24分に県職労と県現職労はストライキ回避を決定し、玄関前から撤収した。このため、実施機関は、玄関前で待機していた職員に入庁を指示したが、あいにくの雨もあり、後尾の職員が入庁したのは、始業開始時間である午前8時30分を回っていた。

しかしながら、職員の入庁が遅れたのは、実施機関が混乱を回避するために発した玄関前での待機命令に従ったためであり、職員に責めのないことは自明である。

したがって、たまたま後尾にいて入庁が遅れた職員についても職務違反の事実は存在せず、該当者を調査することに全く理由がないので、そのような調査は行っていない。

また、異議申立人は、入庁が遅れた職員が職務違反に当たらないと判断した具体的な取扱規程を示せと主張しているが、そもそも、職務違反の事実が存在しないのであり、入庁が遅れた職員について個々に職務違反に当たるかどうかを判断する必要は全くなく、そのような規程も存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

- (1) 本件請求は、特定日の朝、一部の職員が始業時間である午前8時30分を超えて入庁するなどの事実があった旨が新聞報道されたことから、次の4文書の開示を求めるものである。

ア 始業時間に勤務していなかった職員の所属名、職名、氏名を記録した文書（以下「本件対象文書1」という。）

イ 各々の該当者ごとの実際の勤務開始時刻を記録した文書（以下「本件対象文書2」という。）

ウ 該当者に対する人事（服務）上の措置を規定している文書（以下「本件対象文書3」という。）

エ 何をもって職務違反にならないと判断しているのかの具体的な取扱いを規定している文書（以下「本件対象文書4」という。）

- (2) 特定日の中国新聞夕刊を見分したところ、次の旨が記載されていた。

ア 職員平均で4.6パーセントの給与カット提案をめぐり、ストを構え交渉に臨んでいた県職労及び県現職労は、特定日朝、スト回避を決めた。本庁舎玄関前で集会を準備していたため、一部職員の入庁が始業時にずれ込んだ。

イ 県職労は特定日の前日から県と断続的に交渉を継続しており、特定日は始業前から本庁舎玄関前で集会参加を呼び掛けた。組合員が入口をふさぐ形になったため、県は職員に入庁の待機を指示し、約千人が雨の中で列を作って玄関前に並んだ。

ウ 両労組は始業時である午前8時半の6分前にスト回避を決め、散会した。県は同時に入庁を指示したが、列の最後尾の職員らが入庁したのは8時半を回っていた。

- (3) 以上のことから、上記(1)アの「始業時間に勤務していなかった職員」とは、特定日の朝、県庁舎玄関前で待機した職員のうち、スト回避決定後、列の後尾にいたため入庁が始業時間に間に合わなかった職員(以下「該当職員」という。)であり、本件対象文書1から本件対象文書4までは、いずれも特定日における該当職員の服務に関するものであると解される。

2 実施機関における職員の出勤状況の管理について

実施機関の職員の勤務時間は、職員の勤務時間等に関する訓令(昭和27年訓令第3号。以下「勤務時間等訓令」という。)第2条の規定により、午前8時30分からとされており、同訓令第6条第1項の規定により、「職員は、正規の勤務時間(略)の開始時刻までに登庁し、(略)出勤簿に自ら押印しなければならない。」とされている。

また、実施機関における出勤簿の取扱いについては、勤務時間等訓令第6条第2項の規定に基づき、出勤簿取扱要領が定められている。平成15年当時の出勤簿取扱要領によると、出勤簿の記録及び管理を行わせるため、本庁各課及び地方機関に勤務時間管理員(以下「管理員」という。)を置き、管理員は、正規の勤務時間の開始時刻までに所定の場所に出勤簿を提出しておく。また、管理員は、正規の勤務時間の開始時刻を経過したときは、速やかに、出勤簿を点検し、押印のないものについては、勤務の事実がないこと及び出張等の事実のないことを確認して、押印欄に所定の点検印を押印するものとされていた。

なお、実施機関では、タイムカードの類による出勤管理は行っておらず、出勤簿取扱要領によると、管理員が、出勤簿に各職員の出張、年次有給休暇、特別休暇、病気休暇、欠勤等の日数、時間数その他必要な事項を記録するものとされていた。

3 本件処分の妥当性について

- (1) 本件対象文書1は、該当職員の所属名、職名、氏名を記録した文書である。

実施機関の説明によると、該当職員は、実施機関がストライキの混乱を回避するために発した玄関前で待機命令に従いながら、ストライキの回避後、たまたま列の後尾にいたため、勤務時間の開始時刻までに入庁が間に合わなかったにすぎないということであり、この説明は上記1(2)の新聞記事の内容とも符合している。

こうした事情の下で、実施機関の職員の服務を総括する人事室(当時)が「職務違反の事実が存在しない」と判断しているのであれば、該当職員が誰である

かを調査していないのは当然であり、人事室が本件対象文書1を作成していないというのは不自然ではない。

したがって、実施機関が本件対象文書1を不存在としたことは妥当である。

(2) 本件対象文書2は、該当職員の実際の勤務開始時刻を記録した文書である。

まず、実施機関ではタイムカードの類による出勤管理を行っていないため、勤務開始時刻を記録した文書は存在しない。

次に、該当職員が正規の勤務時間の開始時刻から実際の勤務開始時刻までの間が欠勤として取り扱われるのであれば、出勤簿にその時間数が記載されることになるが、上記(1)の事情の下では、該当職員が欠勤として取り扱われ、出勤簿に欠勤の時間数が記載されたとは考え難いことから、出勤簿が本件対象文書2に該当するとは認められない。

また、上記(1)のとおり、人事室は該当職員が誰であることを調査する必要がなく、それに関する文書を作成していないと認められるので、該当職員の勤務開始時刻についても記録していないと認められる。

したがって、実施機関が本件対象文書2を不存在としたことは妥当である。

(3) 本件対象文書3は、懲戒処分等の該当職員に対する人事(服務)上の措置を規定している文書であると解されるが、上記(1)のとおり、実施機関の職員の服務を統括する人事室が「職務違反の事実は存在しない」と判断しているのであれば、該当職員に対する人事上の措置を記載した文書を作成していないのは当然である。

したがって、実施機関が本件対象文書3を不存在としたことは妥当である。

(4) 本件対象文書4は、何をもって職務違反にならないと判断しているのかの具体的な取扱いを規定している文書である。

異議申立人は、開示請求書において、「具体的な取扱いの規定」の例として、「8時30分までに庁舎玄関内に入っていれば、出勤簿に押印していなくてもよい」を挙げている。

しかしながら、出勤簿取扱要領には、そうした具体的な取扱いについての記載はなく、また、待機命令が出された場合の例外的な取扱いについての具体的な記載もない。

したがって、実施機関が本件対象文書4を不存在としたことは妥当である。

なお、異議申立人は、意見書において、「待機命令を発した事実を記録した文書」や「待機命令の法的根拠(部内規定を含む。)を記載した文書」を開示すべきであると主張しているが、上記第2の1の開示請求書の記載内容からすると、実施機関が待機命令を発したこと自体に関する文書が本件請求には含まれないと判断したことは不合理ではない。

(5) 以上により、本件対象文書1から本件対象文書4までを作成又は取得していないため不存在とした本件処分は妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 3. 23	・ 諮問を受けた。
16. 8. 26	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
16. 11. 26	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
16. 12. 10	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
17. 2. 14	・ 異議申立人から意見書を収受した。
17. 2. 21	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 12. 17 (平成 26 年度第 8 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
27. 1. 21 (平成 26 年度第 9 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
緒 方 桂 子 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
長 井 紳一郎	弁護士